

# 平成31年度 若狭町水質検査計画

～簡易水道事業～

若狭町建設水道課

## 1 基本方針

- (1) 検査地点は町内給水栓(浄水)及び水源(原水)とします。
- (2) 検査項目は、水道法で検査が義務づけられている水質基準項目とします。
- (3) 検査頻度は、各施設給水区域内の給水栓13箇所において毎月検査を行います。  
また、各施設原水については毎年1回の検査を行います。

## 2 水道事業の概要

12水系の各施設から各給水区域に配水され、それぞれ浄水施設及び配水池があります。  
水源は、表流水や伏流水、地下水があります。

- (1) 倉見地区簡易水道施設  
伏流水を水源とし、配水池に貯水、塩素による滅菌処理後倉見地区に配水しています。
- (2) 三十三地区簡易水道施設  
高岸井戸・岩屋井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、同施設高区・低区配水池へ送水し、自然流下で南部地区に配水しています。
- (3) 向笠地区簡易水道施設  
1号井戸を水源とし、塩素による滅菌処理後、同施設配水池へ送水し、自然流下で向笠地区へ配水しています。
- (4) 三方地区簡易水道施設  
串古川を水源とし、塩素による滅菌処理、ソーダ灰と高塩基ホリ塩化アルミニウムによる凝集沈殿処理、急速ろ過処理後、同施設配水池へ送水し自然流下で東部地区へ配水しています。また、渇水時期や降雨により高濁度が持続した場合には横渡井戸より緊急的に取水しています。
- (5) 田井地区簡易水道施設  
1号～4号井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、急速ろ過処理後、同施設高区・低区配水池へ送水し、自然流下で田井地区へ配水しています。
- (6) 世久見地区簡易水道施設  
1号～2号井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、急速ろ過処理後、同施設高区・低区配水池へ送水し、自然流下で世久見地区へ配水しています。
- (7) 食見地区簡易水道施設  
食見川を水源とし、塩素による滅菌処理、ソーダ灰と高塩基パックによる凝集沈殿処理、急速ろ過処理後、同施設配水池より自然流下で食見地区へ配水しています。
- (8) 海越地区簡易水道施設  
1号～3号井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、急速ろ過処理後、同施設配水池へ送水し、自然流下で海越地区へ配水しています。
- (9) 小川地区簡易水道施設  
1号～4号井戸を水源とし、塩素による滅菌処理後、同施設配水池へ送水し、自然流下で小川地区へ配水しています。
- (10) 神子地区簡易水道施設  
1号～3号井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、急速ろ過処理後、同施設配水池へ送水し、自然流下で神子地区へ配水しています。
- (11) 常神地区簡易水道施設  
1号～4号井戸を水源とし、塩素による滅菌処理、急速ろ過処理後、同施設配水池へ送水し、自然流下で常神地区へ配水しています。
- (12) 杉山地区簡易水道施設  
杉山川を水源とし、塩素による滅菌処理後、同施設配水池より自然流下で杉山地区へ配水しています。

### 3 給水区域

施設名	給水区域
倉見地区簡易水道施設	倉見
三十三地区簡易水道施設	白屋・成願寺・上野・能登野・横渡・井崎・高岸・岩屋・田上・東黒田
向笠地区簡易水道施設	向笠
三方地区簡易水道施設	相田・藤井・南前川・北前川・佐古・田名・三方・鳥浜・中央・気山・館川・上瀬
田井地区簡易水道施設	成出・田井野・梅ヶ原・田立・別所・世久津・伊良積・北庄・島の内
世久見地区簡易水道施設	世久見
食見地区簡易水道施設	食見
海越地区簡易水道施設	海山・塩坂越
小川地区簡易水道施設	小川
神子地区簡易水道施設	神子
常神地区簡易水道施設	常神
杉山地区簡易水道施設	杉山

### 4 浄水について

浄水については、各施設とも水質基準に適合した安全な水道水を配水しています。

水質検査については、各施設給水区域内の給水栓（13箇所）で毎月1回検査を行ないます。

施設名	採水地点
倉見地区簡易水道施設	倉見公会堂
三十三地区簡易水道施設	成願寺集落センター(高区配水池)
	十村駅(低区配水池)
向笠地区簡易水道施設	国津神社
三方地区簡易水道施設	勤労者体育館
田井地区簡易水道施設	田井野管理所
世久見地区簡易水道施設	世久見漁協横トイレ
食見地区簡易水道施設	食見公会堂
海越地区簡易水道施設	海山管理所
小川地区簡易水道施設	小川神社
神子地区簡易水道施設	岬小学校教員宿舎
常神地区簡易水道施設	常神漁業協同組合
杉山地区簡易水道施設	杉山集落センター

### 5 原水について

原水水質検査については、各施設取水口で年1回検査を行ないます。

施設名	採水地点	備考
倉見地区簡易水道施設	表流水取水口	
三十三地区簡易水道施設	高岸井戸・岩屋井戸	
向笠地区簡易水道施設	1号井戸	
三方地区簡易水道施設	浄水場サンプリング室	
田井地区簡易水道施設	1～4号井戸	
世久見地区簡易水道施設	1～2号井戸	
食見地区簡易水道施設	表流水取水口	
海越地区簡易水道施設	1～3号井戸	
小川地区簡易水道施設	1～4号井戸	
神子地区簡易水道施設	1～3号井戸	
常神地区簡易水道施設	1～4号井戸	
杉山地区簡易水道施設	表流水取水口	

## 6 臨時の水質検査

次のような水質異常が発生したときに実施し、安全が確認されるまで行います。

- (1) 供給する水道水が水質基準に適合しないおそれがあるとき
- (2) 水源等で色及び濁りが生じるなど水質が著しく悪化したとき
- (3) 河川表流水で多数の魚が斃死するなど水源に異常があったとき
- (4) その他必要と認められるとき

## 7 水質検査の方法

採水業務は水道担当職員で行い、検査業務は水道法第20条第3項による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。

8 水質検査基準項目の検査頻度

- (1) 毎月検査として浄水9項目検査を実施します。
- (2) 3ヶ月毎に浄水28項目検査を実施します。(省略不可21項目+追加6項目+新規1項目)
- (3) 年1回浄水51項目検査及び原水39項目検査を実施します。
- (4) 毎日検査として浄水の濁度、色度、残留塩素の検査を実施します。

※過去の検査結果が基準値の1/2を超過しておらず、原水並びに水源並びにその周辺の状況を勘案し、浄水51項目検査については年1回に省略する。

項目	基準値	浄水(12施設) 各採水地点	原水(12施設) 各採水地点	項目	基準値	浄水(12施設) 各採水地点	原水(12施設) 各採水地点
一般細菌	100個/ml以下	12	1	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/l以下	1	1
大腸菌	検出されないこと	12	1	非イオン界面活性剤	0.02mg/l以下	1	1
カドミウム及びその他化合物	0.003mg/l以下	4	1	フェノール類	0.005mg/l以下	1	1
水銀及びその他化合物	0.0005mg/l以下	1	1	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/l以下	12	1
セレン及びその他化合物	0.01mg/l以下	1	1	pH値	5.8以上8.6以下	12	1
鉛及びその他化合物	0.01mg/l以下	1	1	味	異常でないこと	12	-
ヒ素及びその他化合物	0.01mg/l以下	1	1	臭気	異常でないこと	12	1
六価クロム化合物	0.05mg/l以下	1	1	色度	5度以下	12	1
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/l以下	4	1	濁度	2度以下	12	1
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下	1	1				
亜硝酸態窒素	0.04mg/l以下	4	1				
フッ素及びその他化合物	0.8mg/l以下	1	1				
ホウ素及びその他化合物	1.0mg/l以下	1	1				
四塩化炭素	0.002mg/l以下	1	1				
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下	1	1				
シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	1	1				
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	1	1				
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	1	1				
トリクロロエチレン	0.01mg/l以下	4	1				
ベンゼン	0.01mg/l以下	1	1				
クロロ酢酸	0.02mg/l以下	4	-				
クロロホルム	0.06mg/l以下	4	-				
ジクロロ酢酸	0.03mg/l以下	4	-				
ジブロモクロロメタン	0.1mg/l以下	4	-				
臭素酸	0.01mg/l以下	4	-				
総トリハロメタン	0.1mg/l以下	4	-				
トリクロロ酢酸	0.03mg/l以下	4	-				
ブロモジクロロメタン	0.03mg/l以下	4	-				
ブロモホルム	0.09mg/l以下	4	-				
ホルムアルデヒド	0.08mg/l以下	4	-				
亜鉛及びその他化合物	1.0mg/l以下	1	1				
アルミニウム及びその他化合物	0.2mg/l以下	4	1				
鉄及びその他化合物	0.3mg/l以下	1	1				
銅及びその他化合物	1.0mg/l以下	1	1				
ナトリウム及びその他化合物	200mg/l以下	4	1				
マンガン及びその他化合物	0.05mg/l以下	1	1				
塩化物イオン	200mg/l以下	12	1				
カルシウム・マグネシウム等	300mg/l以下	4	1				
蒸発残留物	500mg/l以下	4	1				
陰イオン界面活性剤	0.2mg/l以下	1	1				
ジエオスミン	0.00001mg/l以下	1	1				
塩素酸	0.6mg/l以下	4	-				

糞便による汚染の指標項目

項目	基準値	検査頻度 採水地点
大腸菌(E.coli)		※参照
嫌気性芽胞菌		※参照

※採水地点

○8回/年

向笠地区簡易水道施設1号井戸

食見地区簡易水道施設取水口

常神地区簡易水道施設2号井戸・4号井戸

○4回/年

倉見地区簡易水道施設取水口

三方地区簡易水道施設サンプリング室

世久見地区簡易水道施設湧水取水口

杉山地区簡易水道施設取水口

糞便汚染のオーシスト試験

項目	基準値	検査頻度 ※採水地点
クリプトスポリジウム		4
ジアルジア		4

※採水地点

向笠地区簡易水道施設1号井戸

食見地区簡易水道施設取水口

常神地区簡易水道施設2号井戸・4号井戸

その他の(監視)項目

項目	基準値	浄水
		各採水地点
遊離炭酸	3~30mg	1

9

水質検査計画および水質検査結果の公表

若狭町が作成した水質検査計画および水質検査結果は、若狭町HP、若狭町建設水道課窓口において閲覧供します。